

過疎地域持続的発展市町村計画（変更）【新旧対照表】

頁	区分	変更前	変更後
24	5 交通施設の整備、交通手段の確保	<p>5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 現況と問題点 ア 道路 当町の基幹道路は、門別地域を横断する国道 235 号、2 地域を結び、町を縦貫する国道 237 号、日高地域を横断する国道 274 号の 3 路線、これに接続する道道 6 路線である。 門別地域では国道 235 号と国道 237 号、日高地域では国道 237 号と国道 274 号が交差ししており、道内における交通の要衝地となっている。また、町民の生活や産業活動に必要な町道の改良率は 79.1%、舗装率 69.9%であり、今後においても計画的な整備を進めるとともに、市街地整備と併せて計画的な道路網の見直しや生活関連道路・交通安全整備が必要となっている。</p> <p>イ 交通 当町では、平成 27 年 1 月の高波等により被災した J R 日高線（鶴川・様似間）が令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止となった。令和 3 年 4 月 1 日から新たなダイヤや路線による日高広域交通バス運行が始まり、公共交通機関は民間バス 50 路線、町営バス 3 路線、デマンドバス 6 路線が運行され、いずれも通学や通院、買物などにおいて重要な役割を果たしている。 新たな日高広域交通バス運行は、最も利用の多い通学や通院に配慮したルートや時間帯を設定し、苫小牧までの直行便を多く設定するなど利便性の向上にも繋がっている。 しかし、人口の減少により輸送需要が大きく減少し、公共交通機関の経営状況は非常に厳しい状況となっており、経営支援を行うことでバス路線が維持されている。 公共交通機関は、学生や高齢者などの交通弱者にとって、日常生活には欠かせない交通手段となっているが、高齢化の進展や社会構造の変化など将来需要に対応した運行方法が求められ、町営バスの運行経費削減等が大きな課題となっているため、利用実態や収支状況などを把握しながら地域公共交通のあり方について検討している。</p> <p>(2) その対策 ア 道路 ① 広域道路網の整備促進要請 ② 国道・道道の整備及び安全対策要請 ③ 町道の整備・維持管理の充実（令和 3 年度から令和 12 年度の計画に基づき損傷状況や重要度により優先度評価により決定した舗装修繕を行う）</p> <p>イ 交通確保対策 ① 公共交通の維持・充実</p>	<p>5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 現況と問題点 ア 道路 当町の基幹道路は、門別地域を横断する国道 235 号、2 地域を結び、町を縦貫する国道 237 号、日高地域を横断する国道 274 号の 3 路線、これに接続する道道 6 路線である。 門別地域では国道 235 号と国道 237 号、日高地域では国道 237 号と国道 274 号が交差ししており、道内における交通の要衝地となっている。また、町民の生活や産業活動に必要な町道の改良率は 79.1%、舗装率 69.9%であり、今後においても計画的な整備を進めるとともに、市街地整備と併せて計画的な道路網の見直しや生活関連道路・交通安全整備が必要となっている。</p> <p><u>イ 橋りょう</u> <u>当町が管理する橋梁は現在、174 橋あり、このうち建設後 50 年を経過する高齢化橋梁は 21%あり、30 年以上経過する橋梁が半数以上を占める。</u> <u>今後 20 年後には建設後 50 年を超える橋梁が 66%に達し、急速に高齢化橋梁が増大する。</u> <u>このような背景から、今後、増大が見込まれる橋梁の修繕・架替えに要する経費に対し、可能な限りのコスト縮減への取り組みが不可欠である。</u></p> <p>ウ 交通 当町では、平成 27 年 1 月の高波等により被災した J R 日高線（鶴川・様似間）が令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止となった。令和 3 年 4 月 1 日から新たなダイヤや路線による日高広域交通バス運行が始まり、公共交通機関は民間バス 50 路線、町営バス 3 路線、デマンドバス 6 路線が運行され、いずれも通学や通院、買物などにおいて重要な役割を果たしている。 新たな日高広域交通バス運行は、最も利用の多い通学や通院に配慮したルートや時間帯を設定し、苫小牧までの直行便を多く設定するなど利便性の向上にも繋がっている。 しかし、人口の減少により輸送需要が大きく減少し、公共交通機関の経営状況は非常に厳しい状況となっており、経営支援を行うことでバス路線が維持されている。 公共交通機関は、学生や高齢者などの交通弱者にとって、日常生活には欠かせない交通手段となっているが、高齢化の進展や社会構造の変化など将来需要に対応した運行方法が求められ、町営バスの運行経費削減等が大きな課題となっているため、利用実態や収支状況などを把握しながら地域公共交通のあり方について検討している。</p> <p>(2) その対策 ア 道路 ① 広域道路網の整備促進要請 ② 国道・道道の整備及び安全対策要請 ③ 町道の整備・維持管理の充実（令和 3 年度から令和 12 年度の計画に基づき損傷状況や重要度により優先度評価により決定した舗装修繕を行う）</p> <p><u>イ 橋りょう</u> ① <u>橋梁の点検・維持管理</u></p>

ウ 交通確保対策
① 公共交通の維持・充実

5 交通施設の整備、交通手段の確保

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道	道路			
		町道新設改良工事 改良、舗装、用地測量	町		
		富川西5号線道路改良舗装工事 L=1,700m	町		
	(2)農道	厚賀22号線道路改良舗装工事 L=170m	町		
		道営農地整備事業(富川東福満第2地区) 農道整備 L=3,120m	道		
		道営農地整備事業(富川東福満第3地区) 農道整備 L=439m	道		
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業	公共交通	町営バス等運行事業 町営バス等地域交通環境の整備、民間バス運行への助成をすることにより、地域住民の日常生活にかかせない交通手段を確保することができる。	町	
		その他	温泉バス運行事業 健康増進センターにおいて送迎バスを運行することにより、地域住民の移動手段の確保及び健康の増進を図ることができる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道	道路			
		町道新設改良工事 改良、舗装、用地測量	町		
		富川西5号線道路改良舗装工事 L=1,700m	町		
	(2)農道	厚賀22号線道路改良舗装工事 L=170m	町		
		<u>橋りょう</u> 橋梁長寿命化事業 橋梁補修、補修設計	町		
		道営農地整備事業(富川東福満第2地区) 農道整備 L=3,120m	道		
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業	公共交通	道営農地整備事業(富川東福満第3地区) 農道整備 L=439m	道	
		<u>橋りょう</u>	橋梁長寿命化事業 国土交通省道路局が策定した道路橋定期点検要領に基づいて点検を実施し、橋梁の損傷を早期に把握する。	町	
	公共交通	町営バス等運行事業 町営バス等地域交通環境の整備、民間バス運行への助成をすることにより、地域住民の日常生活にかかせない交通手段を確保することができる。	町		
		その他	温泉バス運行事業 健康増進センターにおいて送迎バスを運行することにより、地域住民の移動手段の確保及び健康の増進を図ることができる。	町	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育所新築事業	町	
		(2) 認定こども園		
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	認定こども園建設事業	民間団体	
		児童福祉	ひとり親等医療費助成事業 ひとり親世帯に対し医療費の一部を助成することにより、安心して子育てのできる環境の整備につなげる。	町
	高齢者・障害者福祉	乳幼児等医療費助成事業 医療費の一部を助成することにより疾病の早期診断と早期治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることができる。	町	
		とねっこ館運動指導事業 高齢者が自立し安心して暮らせるよう健康運動指導士による健康増進・介護予防プログラムを実施し、高齢者等の健康増進につなげる。	町	
		重度心身障害者等ハイヤー料金助成事業 身体障害者等に対してハイヤー料金の一部を助成することにより、障害者の生活圏の拡大と福祉の増進を図ることができる。	町	
		高齢者バス運行事業 乗車証を交付し、多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者を敬愛し、高齢者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることができる。	町	
		ワクチン接種費用助成事業 高齢者肺炎球菌や風疹等のワクチン接種に対し助成を行うことにより、高齢者等の保健の向上と福祉の増進を図ることができる。	町	
		その他	インフルエンザ予防接種無料化事業 インフルエンザ予防接種に対し助成を行うことにより、住民の保健の向上と福祉の増進を図ることができる。	町
		少子化対策事業 不妊治療や妊産婦への検査等助成、エンゼル祝金を扶助し少子化対策を図ることができる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育所新築事業	町	
		(2) 認定こども園		
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	認定こども園建設事業	民間団体	
		児童福祉	ひとり親等医療費助成事業 ひとり親世帯に対し医療費の一部を助成することにより、安心して子育てのできる環境の整備につなげる。	町
	高齢者・障害者福祉	乳幼児等医療費助成事業 医療費の一部を助成することにより疾病の早期診断と早期治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることができる。	町	
		<u>学校給食運営・無償化事業</u> <u>給食費の無償化により、子育て支援体制の充実に図る。</u>	町	
		とねっこ館運動指導事業 高齢者が自立し安心して暮らせるよう健康運動指導士による健康増進・介護予防プログラムを実施し、高齢者等の健康増進につなげる。	町	
		重度心身障害者等ハイヤー料金助成事業 身体障害者等に対してハイヤー料金の一部を助成することにより、障害者の生活圏の拡大と福祉の増進を図ることができる。	町	
		高齢者バス運行事業 乗車証を交付し、多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者を敬愛し、高齢者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることができる。	町	
		ワクチン接種費用助成事業 高齢者肺炎球菌や風疹等のワクチン接種に対し助成を行うことにより、高齢者等の保健の向上と福祉の増進を図ることができる。	町	
	その他	インフルエンザ予防接種無料化事業 インフルエンザ予防接種に対し助成を行うことにより、住民の保健の向上と福祉の増進を図ることができる。	町	
		少子化対策事業 不妊治療や妊産婦への検査等助成、エンゼル祝金を扶助し少子化対策を図ることができる。	町	

過疎地域持続的 発展特別事業分	持続的発展 施策区分					持続的発展 施策区分				
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
39	2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	新規就農促進対策事業 農業経営者の高齢化及び後継者不足を解消するため、農地取得や機械整備、家畜購入など農業経営費等の助成により、新規就農者を確保し、地域農業の活性化を図ることができる。	町		2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	新規就農促進対策事業 農業経営者の高齢化及び後継者不足を解消するため、農地取得や機械整備、家畜購入など農業経営費等の助成により、新規就農者を確保し、地域農業の活性化を図ることができる。	町	
			後継者対策事業 農業経営者の高齢化及び後継者不足を解消するため、農業体験、農業青年交流会等の開催費を助成することにより、農業後継者不足の解消を図ることができる。	協議会				後継者対策事業 農業経営者の高齢化及び後継者不足を解消するため、農業体験、農業青年交流会等の開催費を助成することにより、農業後継者不足の解消を図ることができる。	協議会	
			シシヤモ資源増大対策事業 シシヤモ資源の安定的な漁獲水準を維持するため、シシヤモの繁殖・保護に対し助成を行うことにより、シシヤモ資源の維持・増大につなげる。	漁組				シシヤモ資源増大対策事業 シシヤモ資源の安定的な漁獲水準を維持するため、シシヤモの繁殖・保護に対し助成を行うことにより、シシヤモ資源の維持・増大につなげる。	漁組	
			ホッキ稚貝購入事業 ホッキの安定的な漁獲水準を維持するため、稚貝の購入・放流を行うことにより、漁場の拡大及び資源の増大につなげる。	漁組				ホッキ稚貝購入事業 ホッキの安定的な漁獲水準を維持するため、稚貝の購入・放流を行うことにより、漁場の拡大及び資源の増大につなげる。	漁組	
			ヒトデ駆除助成事業 ヒトデによる被害を解消するため、ヒトデ駆除に対して助成を行うことにより、安定的な漁業振興を図ることができる。	漁組				ヒトデ駆除助成事業 ヒトデによる被害を解消するため、ヒトデ駆除に対して助成を行うことにより、安定的な漁業振興を図ることができる。	漁組	
			水産系残滓処理助成事業 水産系残滓物処理による漁業経営の圧迫を解消するため、処理事業に対し助成を行うことにより、漁業経営の安定を図ることができる。	漁組				水産系残滓処理助成事業 水産系残滓物処理による漁業経営の圧迫を解消するため、処理事業に対し助成を行うことにより、漁業経営の安定を図ることができる。	漁組	
			3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	高度無線加入促進助成事業 光回線サービス加入に対し助成することにより、地域間での情報格差の解消を図ることができる。			町		3 地域における 情報化
	4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	公共交通 町営バス等運行事業 町営バス等地域交通環境の整備、民間バス運行への助成をすることにより、地域住民の日常生活かかせない交通手段を確保することができる。		町		4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	公共交通 <u>橋りょう</u> <u>橋梁長寿命化事業</u> <u>国土交通省道路局が策定した道路橋定期点検要領に基づいて点検を実施し、橋梁の損傷を早期に把握する。</u>	町
	5 生活環境の 整備		(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	温泉バス運行事業 健康増進センターにおいて送迎バスを運行することにより、地域住民の移動手段の確保及び健康の増進を図ることができる。	町				5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯
		街路灯設置運営費補助事業 街路灯の設置及び維持管理を促進するため事業経費を助成し、将来にわたる明るい生活環境、安心安全な町づくりにつなげる。		組合		その他 温泉バス運行事業 健康増進センターにおいて送迎バスを運行することにより、地域住民の移動手段の確保及び健康の増進を図ることができる。	町			
	6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福祉 の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	街路灯設置運営費補助事業 街路灯の設置及び維持管理を促進するため事業経費を助成し、将来にわたる明るい生活環境、安心安全な町づくりにつなげる。	組合		5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	街路灯設置運営費補助事業 街路灯の設置及び維持管理を促進するため事業経費を助成し、将来にわたる明るい生活環境、安心安全な町づくりにつなげる。	組合	

